

学術・民間データの活用について

資料1

総務省

10月の
部会

10月の部会において以下の事項を決定

- 統計法第33条に基づき提供された調査票情報を用いて行われた研究成果等を把握し、それを国、自治体等で利用できる方法を検討する
- 年内に議論を行う

11月の
部会

- 12月の部会において議論するために必要な情報は、以下でよいか
・各府省における調査票情報の提供状況と研究成果等の把握状況
(研究成果等について、報告媒体(磁気・紙)の状況、URL情報の収集状況等)
- 12月の部会において議論する「研究成果等の活用方法(たたき台)」は、以下でよいか

「研究成果等の活用方法(たたき台)」

- 研究成果等については、URLなどの情報を統一報告事項として一定の様式で電子的に収集する
(統一報告事項案:研究成果等のタイトル、URL情報、研究者情報、利用した統計名など。※研究者本人の協力が得られる範囲)
- 電子的に収集した研究成果等の統一報告事項については、調査票情報を提供した府省からも政府の共通的な窓口からもホームページで閲覧可能とする
(収集した情報の格納先を検討)

12月の
部会

12月の部会において以下を議論、決定

- 研究成果等の活用方法